

インタビュー — 移行申請の今を知る —

福島県の移行申請・審査の現状

移行申請が始まって3年以上が経過しているが、いまだ申請状況は思わしくない。そこで本誌では、今、審査の最前線にいる福島県公益認定等審議会会長の富田哲氏に現状と展望を伺った。インタビューをしていただいた出井信夫氏ご自身も山形県公益認定等審議会の委員長代理を務めていることから、委員の考えや思い、審査の動向など、移行申請前の法人にとって有益な情報が両氏の間で語られた。



(左) 富田哲氏 (とみた・てつ)

福島大学行政政策学類教授。福島県公益認定等審議会会長。専門は民法。著書に『法学の考え方・学び方 イーリングにおける「秤」と「剣」』（公人の友社）、『夫婦別姓の法的変遷—ドイツにおける立法化—』（八潮社）、他論文等多数。

(右) 出井信夫氏 (いでい・のぶお)

東北公益文科大学大学院教授。山形県公益認定等審議会委員長代理。経済学博士。第3セクター研究学会会長。著書に『自治体の外郭団体・出資法人の公益認定』『基礎からわかる自治体の財政分析』（改訂版）（学陽書房）他。

移行申請の状況

出井 昨年3月11日の東日本大震災においては、相当の被害があったかと思います。県庁舎についても相当な被害を受けたと聞いております。そういう中で今回、取材にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

早速ですが、法人が審議会に提出後、審議会から知事へ答申されている件数は、1月末（取材時点）で、何件ぐらいなのでしょう。

富田 福島県が所管している法人数、つまり今までの公益法人は384法人あります。これは東北地方の中で、実は宮城県よりも多い数です。その中から現在は22法人に答申を出しております。その内訳は公益法人への移行認定が15法人、一般法人への移行認可が7法人です。384法人のうち、まだ22法人しか片が付いていないという状況で、大変遅れております。昨年の震災の影響もあり、出足が悪いという印象です。

出井 暮れから年度末の3月に掛けて申請される法人件数は、今までからすると増えているのでしょうか。

富田 ここ1カ月間で50件ほどの申請が出されていますので、1カ月当たりになると50件程度ということになりますね。かなりの数がまだ申請していない状況で、いろいろと問題を抱えております。

出井 これまで認定あるいは認可された法人の中で、どんな分野の法人が多かったのでしょうか。

富田それほど大きな特色はなく、全国的な傾向と同様に、福島はシルバー人材センターが多いですね。ただ、いわきや郡山のような大都市部や鏡石のような大きな町は、それ以下の小さな町とは性格が異なり、事務体制はしっかりしていて申請書がよくできている。小さい町はこちらの事務泣かせというところがありますね。

あとは病院関係で、普通の医療法人だけでも、公益法人として申請するケースがあります。ただ、地域貢献はしているけれども、それだけで不特定多数と言えるかどうかというところは、非常に議論になりました。

出井 医療法人は、医療を主とした病院ということでしょうか。何件ぐらいあるのでしょうか。

うか。

富田 病院ですね。福島県内にはかなりの数がありますが、申請は今のところ1件です。

出井 審議の過程で「法人の経営実態が随分違う」「公益性という基準から判断に困る」というケースや「委員の意見が分かれた」「法人の見解とは異なる」というような例は、今まであったのでしょうか。

富田 福島県の審議会の場合は、最初に出てくるケースは非常に慎重に審査しています。例えばシルバー人材センターも、これは複数出てきておりますけれども、最初の1件は非常に慎重に——。それから、医療関係も、最初のところは大変慎重に、それから奨学金関係も1件目だけは非常に慎重に審査しています。3回、4回と審査に掛けたこともありますけれども、そのときに、最初のほうは確かに、これはもう間違いがないというか、自信を持って公益認定ができるというところですから、それほど問題は出てこない。ところが、これが公益なのか、それとも共益のほうか主ではないのかという微妙なケースが、去年の後半辺りから出てきましたね。

出井 そういう場合の判断の基準と言いましようか、判断が微妙なところもあるかと思えます。共益ではないか、とね。

会員に限定したようなサービス提供と言うか、及ぼす範囲は会員に限定されるのではないかと言いましようか、不特定多数をどう捉えるかという観点の問題となる場合があるということですね。

申請から答申まで長過ぎるという声

富田 そこもいろいろです。ただ、うちのメンバーは、法律関係、私も法律関係ですけども、弁護士さん1人、公認会計士さん、それから去年の10月から税理士さんにも1人入ってもらって、NPOやその他の法人関係者

が2人おりますね。つまり、法律関係が2名、税理士と公認会計士の経済関係が2名で、その他法人が2名という2、2、2の構成割合でやっているのですが、法律関係の弁護士さんや私のような数字にあまり強くない者は、「不特定多数」という字句から考えていく。

それに対して、経済関係の公認会計士さんや税理士さんは、会計帳簿のほうから見て、どこにどのように資金を使っているか、これが公益かというような捉え方をするわけで、この辺りで、ある意味では専門家同士ですから、自分の専門のところで見ていく。この点では、うちはかなり良くバランスが取れているほうだろうと思います。しかし、まだ数も少ないですし、なかなか具体的な基準というものも作り出すのが難しいなという感じはしています。

出井 そういう点では事務手続的な話になるかと思いますが、法人が申請する場合、もちろん審議会に直接提出するということではなくて、まず県の担当課に相談する、あるいは正式に申請するという時点から審議会に提出されるという手順かと思いますが、その場合、何カ月ぐらい掛かるのでしょうか。

富田 補足させていただきますけれども、申請があつて審議会に上がってくるまで、短いもので2カ月、長ければ1年掛かるんですね。福島県の場合には、その審議会に上げる総まとめは私学・法人課が、その前にそれぞれの部局で審査するという形になっていて、審議会の場合には、それぞれの個別の担当部署の人に来ていただいて、説明を受けるわけです。

この前の山形で行ったときや、東北・北海道地区の合同会議でも話が出てきてましたけれども、やはり、われわれ委員は、一種の非常勤という形ですから、なかなか生の申請書を読みこなすことはできないので、事務体制としてこういうふうに、まずはそれぞれの部

局で審査し、それから総まとめとして私学・法人課でやっていただく。ですから、かなり丁寧に申請書類を見てもらえるわけで、審議会の委員がやることは、まさに最終的な、これが公益法人にふさわしいか、公益認定できるかどうかという、その審議に専ら集中しますので、体制としては割合スムーズにしているほうだと思います。

出井 以前、内閣府に伺った状況では、申請されてから4カ月で結論を出すということでした。その4カ月とはどのように見るかが問題だろうと思います。県に申請した段階で、今のお話のように、ある意味ではまだ一部不備なところがある、その間は、事務局と法人とのやり取りと言いましょか。議論されている段階です。そうすると、その段階ではまだ認定審議会には提出されない。実は山形県の場合もそうですが、私どもの審議会に提出されてから答申まで何カ月掛かるかということは、事務局段階における修正や書類の再提出などに時間を要しますから、審議会の委員は分からない。法人側からすると、県に相談したところから数えると、審査の時間がかなり長いのではないか、審査の時間が長過ぎると思われてしまっている。そのあたりは……。

富田 おそらくうちもそうだろうとは思いますが、委員にまでそうした声は届いてきません。ただ、実質的に事務局との間できちんと



詰めるということが重要だろうと思うんですね。その点では、随分時間が掛かって不満に思っている法人もあるかと思いますが、うちの場合は、それでもか

なりスムーズにいつているほうではないでしょうか。

出井 先ほど、審議会で2カ月あるいは1年近く掛かったとのご発言がありましたが……。

富田 1年掛かるというのは、提出されてから審議会に掛けるまで、事務局のところで1年ぐらいで、審議会に掛かった後は、訂正とか修正とかの箇所が出てきたら少し長引く、というケースもありましたけれども、審議自体は2回ないし長くて3回で、公益認定のほうは長くて3回ぐらいで決着をつける。一般法人への移行認可は、もう少し早いんですね。

1回というケースもあったかも知れませんが、概ね2回目には決着をつけるという方針でやっています。

出井 実は、山形県の場合でも、今お話にありましたように審議会で疑問が出されて、申請法人にもう一度再提出していただく。問題点や課題、あるいは論点整理をして再提出していただきたいのですが、提出されていなかった。法人が持ち帰って様子見なのか、提出時期を考え直したのか、再提出されるまでに6カ月ぐらい掛かった。実はそんなケースがありました。私どもとしても、再提出されない限りはそれ以上何とも言えない。論点整理のところをもう少しきちんと詰めてほしいのですが……。先ほど先生がおっしゃられたような公益認定の判断基準として問題があるのではないかと。不特定多数をどのように捉えているのか。そのような論点では、ちょっと明確ではない。あるいはこの点について明確にしたうえで、再提出をしていただきたいのに持ち帰ったまま……。

富田 福島県でもそうしたケースがあることはありますね。確かに審議会に掛かった後、いろいろと注文がついて、次回までに事務局のほうで法人に問い合わせてみますと言ったまま、ずるずると来てしまったケースがあり

ますね。

指定管理者制度と公益認定

出井 若干、観点が違うのですが、山形県でもこういうケースがありました。それほど多くはないのですけれども、いわゆる指定管理者制度——公共施設の受託運営をしていた法人が指定管理者として公益認定の制度で対応を迫られているというわけです。その辺りのことについては、福島県ではどのように判断されたのか、あるいはそういうケースが今まで出てきたのか、差し支えない範囲でお話をさせていただきますか。

富田 福島県の場合にはこれにびたり当てはまる、指定管理者制度に抵触するというのは出てきてないんですね、今のところはまだ。ただ、いろいろとこういうことが問題になるという話は聞いておりますから、もしも出てきた場合には、ケース・バイ・ケースで、やはり、指定管理者であるから、直ちに公益に該当するとか該当しないとか言わないで、不特定多数の利益になるかどうかという判断を一応するべきだろうということはおっしゃっております。

出井 今、資料の法人リストを拝見した限りでは、名前を見ているだけでは事業内容の詳細は分かりませんが、テクノポリス推進機構ですとか、産業振興センター、スポーツ振興公社など、この辺りの指定管理と公益性の関係はどうでしょうか。

富田 スポーツ振興公社の場合は、ある程度、これにかぶってききました。と言うか、該当するということで、要するに福島市の指定管理者ですから、まさに市がするべきところを、例えば体育館の管理とかを法人にお任せするというものですから、若干問題になりましたけれども、ただ、ストレートに委託事業だけやっているのではなくて、自分たちでいろい

ろな事業も行っているところですから、その意味では指定管理者としての、狭い意味での仕事だけを行っている法人は、今のところまだ出てきていません。ただ、特にこれに関係して問題となったのは、このスポーツ振興公社が確かに様々な自主的事業を行っているものの、例えばプロレスの興行をやって、営利事業に近いかなと思われることまでやりますから、指定管理者といえども、公益認定の基準にびたり当てはまるとは限らない。

出井 山形県でもまだ数えるほどのケースしかなかったのですけれども、先だって、ある市の財団が、現段階では指定管理者になっていないけれど今後、24年度あるいは25年度に指定管理へ移行するという前提で審議会に申請が出されてきました。しかし、これでは厳しいのではないかと。現状としてやっている事業の実態は理解できるけれども、これを含めても、いわゆる指定管理者としての実際の業務内容と公益認定との関係性についてどのように整理しているのか、整理できているのかということで、もう1回再整理して提出してほしいという、実はそんな案件がありました。

富田 おそらく福島県にもそういうケースはあると思いますけれども、今のところまだ。何しろまだ300件以上残っていますから、そのうちには出てくるとは思いますね。

出井 山形県の場合も、実は県の法人と市の法人、2～3法人しか、まだ申請されていません。少なくとも今まで公益認定されたところと同じ論理、あるいは基準でないと、この法人についてだけを特別扱いにするわけにはいきません。指定管理者であっても、例えば貸館業を中心にするような法人を公益認定することはできない。その点について、もう一度再整理してくださいということで保留になったことがあります。そういう点では、特に年度末というわけではないけれども、先ほ

どの先生のお話ですと、今は月に1回の審議会開催ペースでは、このような案件の処理に時間を費しますね。

案件が増えれば審議回数も増やす

富田 今でも50件ばかりもう出てきているので、そうした厄介な案件も含めて、今後は開催の回数を増やすかして、何か対策を講じる必要があるのかも知れませんが、開催場所が非常に離れたところですから、委員の中には会津からわざわざ通ってくる方もおられることもあって、頻繁に審議会を開くのは難しい。福島、郡山近辺在住の委員だけで固めてしまえば、割合やりやすいけれども、やはり、会津から月2回通っていただくとなると大変なので、回数を増やすわけにはいきません。そうすると、1回の審議会での審議時間を長くするとかして工夫する以外にない。ただ、現実には申請件数が増えてきたときには何らかの対策を採らなければならないとは思っていますけども……。頭が痛い問題です。どこでもそうだろうと思いますね。

出井 聞くところによれば、内閣府は、毎週審議会を開催しているようです。それは常勤の先生がいらっしゃるから週に1回開催できるというわけですね。私どもも、去年の10月ぐらいまでは、実は月に1回のペースでした。法人の申請件数が増えてきたため、月に2回は開いております。今、先生が言われたように、私以外の他の委員の方は山形市内に在住しているようですが、私だけがほとんど丸1日掛けて山形県庁を往復している。月に2回の審議会の開催は正直しんどいなという感じですね。ただ、そうは言っても、それだけやらないとこなせない仕事で、積残しはできないというわけです。この4月から、新年度ということで、今、幾つかの法人から出されているのですが、先生の先ほどのお話もあった

ように、やっぱり、対応のタイミングがありますね。私のほうからすると、



事務局から上がってきたものをそのまま吟味もせずに結論を出すという話ではありませんので、審議する時間と、ある意味では保留あるいは再整理、再提出する時間や期間が掛かる。ところが、申請する法人側では時間的なことをあまり考慮しておらず、3カ月あるいは4カ月前だから、そのまま申請すれば4月からすんなりと移行できると理解されていると思われる節^{ふし}が見受けられる。どうもそんな雰囲気^{ふし}で申請される法人が多いのではないかなという感じがします。

富田 申請が出されたときに、福島県の場合、事務局段階で懇切丁寧に指導することもありますから、どちらかと言うと、法人のほうも覚悟ができていないんじゃないかというところがあるように思います。申請すれば3カ月か4カ月で審議会が通るとは、あまり甘く考えていないのではないかな。その点、福島県では私学・法人課のほうで相談会をかなりやりましたから。それで、申請から最終答申まで、その間は慎重にやるから長く掛かると言われているのかも知れませんね。

出井 実は私も、先だって地元のある法人から、今回申請しましたのでよろしくと言われました。その法人の話では、県の担当者からは、これだけまだ未決の案件があるから直ぐに審議会には提出できませんと言われたそうです。

ですから、それを見込んでもう少し早めに申請を出していただければよかったのですけ

れど、などとその法人にすれば嫌味に聞こえるようなことを申し上げたケースがありました。

年度の変わり目で再出発したいという気持は分かるのですけれども、審議そのものの過程では、年度の途中でも、OKさえもらっていれば、いつでも新制度への切替えができるわけです。その辺の読みが、法人のスタンスというか、考え方が私どもとどうも基本的にズレている感じですね。

富田 最初は移行期間が5年ということなので、様子見が非常に多かったと思います。私学・法人課が何回も説明会を開いてきましたが、申請が遅れると福島県は法人の数が多いから大変混み合うとも伝えているはずなんですけれども、やはり出足は遅いですね、今でも。

被災県には移行期限の特例措置を

出井 全国的にそんな感じですね。私どもにすると困ったなと、懸念しているのです。平成25年11月が移行期限であることは法律的に決まってるいるわけですから……。今回、大震災で被害に遭った地域については、若干それは猶予あるいは特例的に対応してほしいという声はあるかと思います。一般的に、移行期限を延ばしてもらいたいという希望があるようですが、きちんとした対応をしないで、震災を口実に延ばしてもらいたいというのでは、いささか考えが甘い。法人から要望と要請みたいな話はあるのでしょうか。

富田 震災と原発事故で、去年は3カ月は完全にブランクでしたから、少なくともこの間に審議できなかったこともありますし、県のほうから内閣府に対して、移行期限の延長の要望を出しているんですけれども、回答が来っていない。今後とも、福島県の場合には放射線量の影響がまだ残っておりますから、各法

人も申請書の作成が遅れているし、地震の影響もあって県の事務が非常に滞ってしまっているために申請が遅れているんですね。だから、それを考えれば、やはり、5年のところではすばっと切るというのが、私としては非常に問題があると思っています。

出井 実は別件で調べたことがございます。総務省のケースですが、平成23年6月24日付で、地方公共団体の平成21年度財務書類の作成状況に関する調査結果が公表されている。調査時点は平成23年3月31日現在です。公表された調査結果では、東日本大震災の影響による未回答となった岩手県の4市町、仙台市を含む宮城県の24市町、福島県の6市町については公表の対象外とされたわけです。そのような特例措置があるという報道記事がございます。私も、震災に関わった市町村の法人については、役場そのものが機能しないのであれば、何らかの形で特例措置的な対応が必要かなと思います。

富田 確かに震災のときは、県の職員が非常に多くボランティアに出ていました。特に最初のころ、各避難所でボランティアが全国から集まってくる前には、やはり県の職員や市の職員が、ボランティアのために狩り出されると言うと言語弊があるかも知れませんが、ボランティアに参加して、それで本来の事務のほうに滞る。加えて、この福島県庁の上階のほうは使用できなくて、近くの自治会館とかに県の部署が分散したわけですね。そういうこともあって、震災の影響は今でもやはり残っています。特に浜通りは被害も大きかったので、福島市内に町の機能を移したとか、遠くは埼玉県に移したところもありますけれども、行政機関が今までのところになような市町村については、やはり、もう少し考えていただきたいと思いますね。

出井 それに便乗してというのは良くないと

と思いますが、そういう特例的なところは、申請について時間的な猶予をいただければと、私も思います。あるいは時間的に対応が厳しいのであれば何らかの対策を講じる必要があるでしょうね。実は山形県でもそうしたグループが多いのですが、今後、申請される各法人に向けての要望事項などがあればお聞かせください。

公益か一般かの二者択一

富田 災害を受けた法人も含めて、公益認定でいくか、一般法人でいいかという、迷っているところはかなりあるらしいんですね。これまでは民法上の公益法人と営利法人だけで、その中間がなかった。要するに、公益でもないし営利でもない、儲かったものを分配するような営利はしていないけれども、積極的に公益追求もしない。今で言う共益ですね。そういうところが公益法人に本当はなれないはずだったところ、やはり狭間があって、それを公益法人にある程度取り込む。町内会でも公益法人になったところもありますが、今後は公益法人、一般法人、あとは商法上の営利法人ですけれども、そうすると、営利法人は別として、積極的に公益を追求するのか、それとも共益中心でいくのかという選択肢しかありません。いずれにせよ、公益法人でいくか、一般法人でいくかという二者択一に迫られているわけで、現在、申請に迷っている法人が少なくない。この点を慎重に議論して進むべき道を法人自らが決めていただきたいと思います。

どうも、最近出てくるケースの中には、法人の議事録からも読み取れるように、どちらにするかいまだに決めかねているところもあるので、この辺りをよく考えて選択してほしいですね。

出井 今、先生がご指摘された共益、いわゆ

る業界団体と言いましょうか、山形県でも医師会とか建設業協会など、そういうグループは一般法人に移行する傾向がありますね。地域の中で地域振興を図る、それを指定管理者制度絡みで実施している、あるいは地域地場産業振興という事業を実施している団体はかなり収益事業も行っている。経営的には非常に良くやっているわけですが、それが、いい意味で新制度の法人の仕組みに巧く乗れるような形で再整理できるかどうかという点については、なかなか厳しい感じです。

実は、私が地元で相談されたある法人も、そのところが巧く整理がつかないようです。したがって、今回は取り敢えず一般法人の移行認可を受けて、その後、事業内容を再編整理して公益認定を受ける、そういう2段階構えで対応する法人も出てきたみたいですね。

富田 全国的にも幾つか問題となっていた、司法書士の登記の公共嘱託のケースが福島県でも出てまいりました。うちの場合は、一般法人の移行認可で出てきたので、これはもう問題ないだろうと。しかし、全国的には公益認定で行くか、一般法人に行くかで分かれているようですね。一般法人だったら特に問題はないということで、あっさり決着がつきましたけれども……。

出井 もう1つは、先ほどお話がありましたシルバー人材センターですとか、山形県の場合も、状況的にはこちらの福島県の場合と似たところが多々あるなと思います。

青年会議所や幾つか類似的な、支部ではないのですけれども、同じような名称の団体などについては、先行して検討している団体の申請書類を参考に見習ってほしい。厳密には事業の内容についてはやっていることそのものはもちろん、個別の事業内容についてもかなり違うわけですが、類似的な1つのまとめ方として、先行している法人を参考に同じグ

ループとして議論してもらえたほうが審査する側としてもやりやすいですね。そういう形で、担当事務局のほうで整理していただいたりしていこうというような対応をしているのです。

富田 福島県の場合には、青年会議所とシルバー人材センターも幾つか出てきて、先ほど、シルバー人材センターについて若干お話ししましたがけれども、かなり都市部と地方とでは違いが出てくる。青年会議所の場合は確かにいろいろなイベントを行っても、今のところ、あまり大きな違いはないという気はしておりますけれども、やはり同じ名称でありながら、シルバー人材センターの中で、今でも法人格を持っていないところもあるんですね。ということで、現在でも形態が様々なので、今度もやはり一般法人を目指すところと、それから公益法人を目指すところに分かれる可能性はあると思います。

出井 山形県で最近申請された事例で、こちらにも幾つかあるかと思います。もともとは集落単位と言いましょ、合併する前の旧村単位ぐらいの規模ではないかと思いますが、その地域の出身者を対象とした育英資金、奨学資金の貸与などを行っていた法人で、様々な事業を行ってきた「〇〇育英財団」という名称だけでは事業内容を説明できないということから、この際、財団の名称も変えて、地域住民のために公益事業を展開していこうというように、大胆に法人を衣替えしてしまうというケースです。実はそういう法人まで現れている。これは珍しいケースかなと思いました。育英資金の貸与や給付だけではなく、それ以上のいろいろな公益的な仕事をしているので、その実態に合わせて名称変更もするというものです。初めてのケースでした。そういう例について、福島県の場合にはあるのでしょうか。

富田 確かに奨学金を出すような非常に小規模の法人もありますよね。しかし、特に、集落単位までというところはないけれども、例えば二本松市なら二本松市という単位であれば、特に市内の学校に通っている者に対する奨学金となると、実は議論がありまして、これが不特定と言えるのか、特定ではないかという議論が出てきましたが、これもやはり、国のほうでも、例えば東京に福島県出身者の奨学金の団体を作れば、支給対象を福島県出身者に限定しても不特定という要件を満たすことになるというわけで、それと同じように、よほど小さい単位になってくるとどうなるかわかりませんが、二本松市ぐらいの単位で奨学金を出す団体であれば、不特定と言っていいのではないかと。それで認定したケースはありますね。

早め早めの申請を

出井 最後に、これから申請する法人に対する、いわゆるエールと言いましょ、要望事項がございましたら、お話し願えればありがたいのですが。

富田 1つは、やはり、震災だから遅れているという事情が、それぞれの法人にもあるかも知れませんが、旧民法と違って、公益法人も選択できる、一般法人も選択できるという多彩な制度になった以上、早急に法人内部で議論をして、早め早めに申請することです。福島県でも、これまで何回も相談会を開いているので、5年ぎりぎりというよりも、余裕を持って自分たちの制度設計をすることを期待したいと思います。

出井 確かに事業年度の初めとして4月1日を基準に考えると、その前に提出してほしいですね。1年前に出してほしいとまでは言いませんけれども、少なくとも半年前ぐらいに申請書を提出してほしいですね。先ほど申し

上げましたように、私が経験した相談ケースでは、もう少し早く対応して申請してもらいたかった。そうでないと、公益認定、移行認可の答申が書類の不備が原因で1カ月ずれたら5月になってしまう、7月になってしまうというわけですから。結果的に、法人が希望していた4月から出発ができなくなるわけで、その意味では、法人の危機感というか、認識が薄いのかなというのが、実は私が一番感じている印象です。

先生がおっしゃるように、もっと早く出してほしい。そうしないと、議論をするあるいは不備を修正する時間がなくなってしまうことになると思うのです。そのほかに、先生がお気づきになったことはありますか。あるいは、こんなことに注意してほしい、あるいは法人としてこういうことを考えてほしいというような点など、そういうことがございますか。

富田 移行期限も迫ってきていますから、早く申請してほしいこと、それから制度が多様化してきたから、一般法人とか公益法人とか、自分たちに適した法人類型を選んでほしいこと。これは先ほども申し上げました。あとは、先ほどの話にないところとして、やはり、公益法人が、今まではかなり共益まで含んだ形の公益法人が、純粋な形で公益追求というところに、新しい法人制度が求めている新しい公益法人像であれば、本当に積極的に公益追求するような形の公益法人と

というのが、どんどん出てきてほしいという気がします。柔軟に対処したいと望むなら一般法人でという、棲み分けが必要だと私は思っています。

出井 いわゆる新規に新しく法人を立ち上げる、取り敢えず一般法人として申請する。そのうえで、公益法人の認定を受けるというような形になる。そういう法人は、今まであったのでしょうか。

富田 今のところはないですね。福島県の場合は。

出井 先ほどから先生がお話ししているように、今までの審査の期間ぎりぎりまで延ばすということではなくて、早く提出していただかないと、なかなか議論もできないのが、私は課題だと思っているところです。こればかりは、早く法人に対応していただかないといけない。くれぐれも予期しない、解散せざるを得ない状況に追い込まれることがないように、早く申請してほしいものです。

富田 全く同感です。



*

*

*